

市第120号議案 横浜市斎場条例の一部改正

1 提案理由

市営斎場の運営について、更なる市民サービスの向上と経費の削減に向けて、久保山斎場で新たに指定管理者制度を導入するため、横浜市斎場条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 指定管理者の指定等

指定管理者が斎場運営で行う主な業務を規定します。また、指定管理者は公募により選定し、指定等をした際はその旨を公告します。なお、指定管理者による運営を行う斎場として「横浜市久保山斎場」を条例の別表に記載します。

(2) 指定管理者選定評価委員会の設置

新たに「横浜市斎場指定管理者選定評価委員会」を設置し、指定管理者の候補者の選定、管理業務に係る評価等を行います。

(3) 利用料金制の導入

久保山斎場では指定管理者が斎場の利用料金を収受できる利用料金制を導入します。また、利用料金は条例に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

3 施行予定日

令和7年4月1日

ただし、指定管理者の指定等に関し必要な準備行為は、施行前に実施します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年5月～8月 事業者の公募・選定

12月 指定管理者の指定議案を提出（第4回市会定例会）

令和7年4月 運営開始